

本人確認が法律上のルールになりました

平成20年5月1日より、「なりすましの防止」や「個人情報保護」のため住民基本台帳および戸籍法が改正されました。

※田子町では以前より証明書請求のために窓口にお越しのかたの本人確認を行っております。

＜税に関する証明などを請求する場合＞

税証明書の請求のために窓口に来庁された方には、運転免許証やマイナンバーカード等顔写真が付いたご本人であることが確認できるもの（以下「本人確認資料」といいます。）をご提示していただくことが原則となります。この方法による確認ができない場合には、住所・氏名等が記載された複数の書類[資格確認書（健康保険証）や年金手帳など]を組み合わせ確認させていただくことになります。

また、窓口に来庁された方が代理の方の場合には、本人確認資料のほかに委任状などの書面により代理権を有していることの確認をさせていただく必要があります。

※郵送による税証明請求については、申請書のほかに本人確認資料の写しを同封していただくとともに、返送先は現住所が原則となります。

＜本人確認対象となる税証明など＞

- ・ 納税証明
- ・ 完納証明
- ・ 課税・非課税証明（詳細）
- ・ 所得証明（通常用/児童手当用）
- ・ 軽自動車税…車検用納税証明/廃車証明/標識交付証明
- ・ 事業証明
- ・ 町・県民税申告書の写し
- ・ 確定申告用納付確認書
- ・ 評価証明
- ・ 公課証明
- ・ 資産証明 など